

千葉県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和元年9月26日

千葉市長 熊谷俊人

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

指定

指定訪問看護事業者等

名称	所在地	指定期間
タカダ薬局 青葉店	中央区矢作町828-5	令和元年10月1日から 令和7年9月30日まで